

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき710円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1ヶ月間に3件を超える場合は、1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

2 届出制手数料に係わる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
I 求人受理時の事務費用 （※1）	<u>1,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
II 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 （※2）	成功報酬 （1）期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> （2）期間の定めのある雇用関係の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> （分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。） *手数料負担者は 求人者 とします。
III 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 （※3） *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> （分割により、月額に分割してお支払いをお受けします。） *手数料負担者は 求人者 とします。

*上記手数料には、消費税（※4）は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

40-ユ-301215

事業所の名称及び所在地

株式会社ウイングキャリア

福岡市中央区天神四丁目1番17号

※1：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受するものです。

(分割により、月額に分割してお支払いされても差し支えありません。)

なお、当該欄の手数料負担は、「求人者」となります。

※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合、この欄にその金額の限度額(割合【%】)を記入して御座います。

この様式では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の50%を上限として記載してあります。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受させていただきますので、職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金のパーセンテージという記載をさせていただいております。この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、「求人者」となります。

(分割により、月額に分割してお支払されても差し支えありません。)

※3：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額(加算分)を収受するものです。

通常の職業紹介においては、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、特別の場合に本手数料を徴収させていただく場合があります。

この場合は、事前に求人者様とご相談の上に関り徴収対象となりますのでご安心ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、「求人者」となります。

(分割により、月額に分割してお支払されても差し支えありません。)

※4：消費税率の改正を考慮し、外税表記をしています。